

別表 1

募集する施設	法人等種別	法令等
N	右記のとおり	<p>厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成 11 年厚生省告示第 96 号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国 2 独立行政法人地域医療機能推進機構 3 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人 4 日本赤十字社 5 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会 6 健康保険組合及び健康保険組合連合会 7 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合及び同法第 21 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条第 1 項に規定する地方公務員共済組合及び同法第 27 条第 1 項に規定する全国市町村職員共済組合連合会 8 日本私立学校振興・共済事業団 9 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 9 の 2 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の許可を受けて病院を開設している者（第 1 号から前号までに掲げるものを除く。） 10 厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。） 11 厚生労働大臣が別に定める者
P	法人	盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年盛岡市条例第 62 号）第 3 条
Q・R・S・T	法人	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年盛岡市条例第 64 号）第 3 条第 2 項

別表 2

募集する施設	条例
N	盛岡市介護老人保健施設の人員・設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年盛岡市条例第 67 号)
P	・盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・各施設の類型に応じた基準及び指導指針等
Q・R・S・ T	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例